

西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

占出山町だより



2011年3月号

関西は、お水取りが終わると春が来る、と申します。

今年は、例年より寒いように思いますが、それでも夕暮れは遅くなり、陽ざしも暖かさを感じます。今回も、またまた運用3号のお話です



3月号目次

☆ またまた運用3号について



☆ またまた運用3号について

運用3号について、厚労省の職員向けQ&A集第2版(想定問答集)をネットで見ました。

厚労省年金局事業管理課、日本年金機構国民年金部が平成23年1月27日に出したものです。この制度を知った時、私自身が疑問に感じたことについての問答もありました。

●私の疑問その1

なぜ、運用3号の取り扱いが、法律改正ではなく、通知というかたちで実行されたのか？

【厚労省年金局事業管理課、日本年金機構国民年金部の回答】

法律改正という手段をとるには、内容調整やその他の手続きを踏まなければならない、現在の不整合に状態への対応が遅れることを防ぐため現状打開策として通知のかたちをとった。

●私の疑問その2

平成23年1月1日(今回の措置の適用日)前に記録訂正された者がなぜ対象にならないのか？

【厚労省年金局事業管理課、日本年金機構国民年金部の回答】

記録の訂正を行ったのは、ご本人に記録を確認して頂いた上で、本来の姿に戻したものである。それを今改めて元の誤った姿に戻すというのは困難。一環した取扱いが出来ない点については誠に申し訳ない。

●私の疑問その3

なぜ、運用3号措置期間を保険料免除期間や合算対象期間とみなさないのか？

【厚労省年金局事業管理課、日本年金機構国民年金部の回答】

第3号届出制度の適正な運用という面においての行政努力が不十分であったことにより、このような措置を講じざるを得ないことについてお詫び申し上げます。

免除期間(国年法第90条)、合算対象期間(60年改正法附則第8条)は、要件が明確に定められている。法律上の根拠なしに、年金記録を3号期間からこれらの期間に変更すること

は困難。今回の整理は、法令に基づいて第3号被保険者の届出がなされた結果である「現状の年金記録を変更せず尊重する」という手法で対応するもので、被保険者に不利益が生じないようにする観点からの、現状打開策とご理解下さい。

●私の疑問その4

年金確保支援法の成立を待ち、請求時効の過去2年間の保険料へ納付とともに、過去10年まで遡り1号未納期間に変更して、保険料納付可能にすればいいのではないかと？

10年以上前については、運用3号期間の措置は出来ないのか？また、不整合記録部分については過去何年でも保険料を遡って支払うことが出来るようにすればいいのではないかと？

【厚労省年金局事業管理課、日本年金機構国民年金部の回答】

年金確保支援法は、3年間限りの時限措置である。不整合期間の判明時期により、2年以上前の期間が運用3号対象、10年以上前の期間のみが運用3号の対象となるケースが想定され、別の不公平が生じる可能性があり、適当ではないと考えている。2年の時効を撤廃し、過去何年分でも支払い可能とするには法律改正が必要。

現実には、年金事務所や相談窓口が大きな混乱に陥ることとなる。

●皆様、どうお感じになりましたか？

昭和61年に行われた年金制度の大改革で、年金保険料を支払わなくても被保険者とされる「第3号被保険者」が誕生しました。第3号被保険者というのは、制度設計当初は、会社員の妻である専業主婦を想定しています。昭和61年以前は、会社員の妻は、国民年金にも加入する義務はなく、「任意」で、国民年金に加入することができました。でも、老後についての意識が強い方は、任意で国民年金に加入しているケースも多かったのです。

そのような方の不公平感、年金制度に対する不信感に、政府、現場の責任者はどう対応なさるおつもりなのでしょう？

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

特定社会保険労務士&年金コンサルタント

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

